

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

# NPO等を対象にした組織評価・認証制度

2022年11月16日

### 名称

公益財団法人 日本非営利組織評価センター（略称 JCNE）

### 沿革

2016年04月01日 設立

2022年11月01日 **公益法人化**

2022年11月04日 法人名称の変更（旧 非営利組織評価センター）

### 体制

役員 評議員10名 理事12名 監事2名

職員 常勤4名 非常勤2名

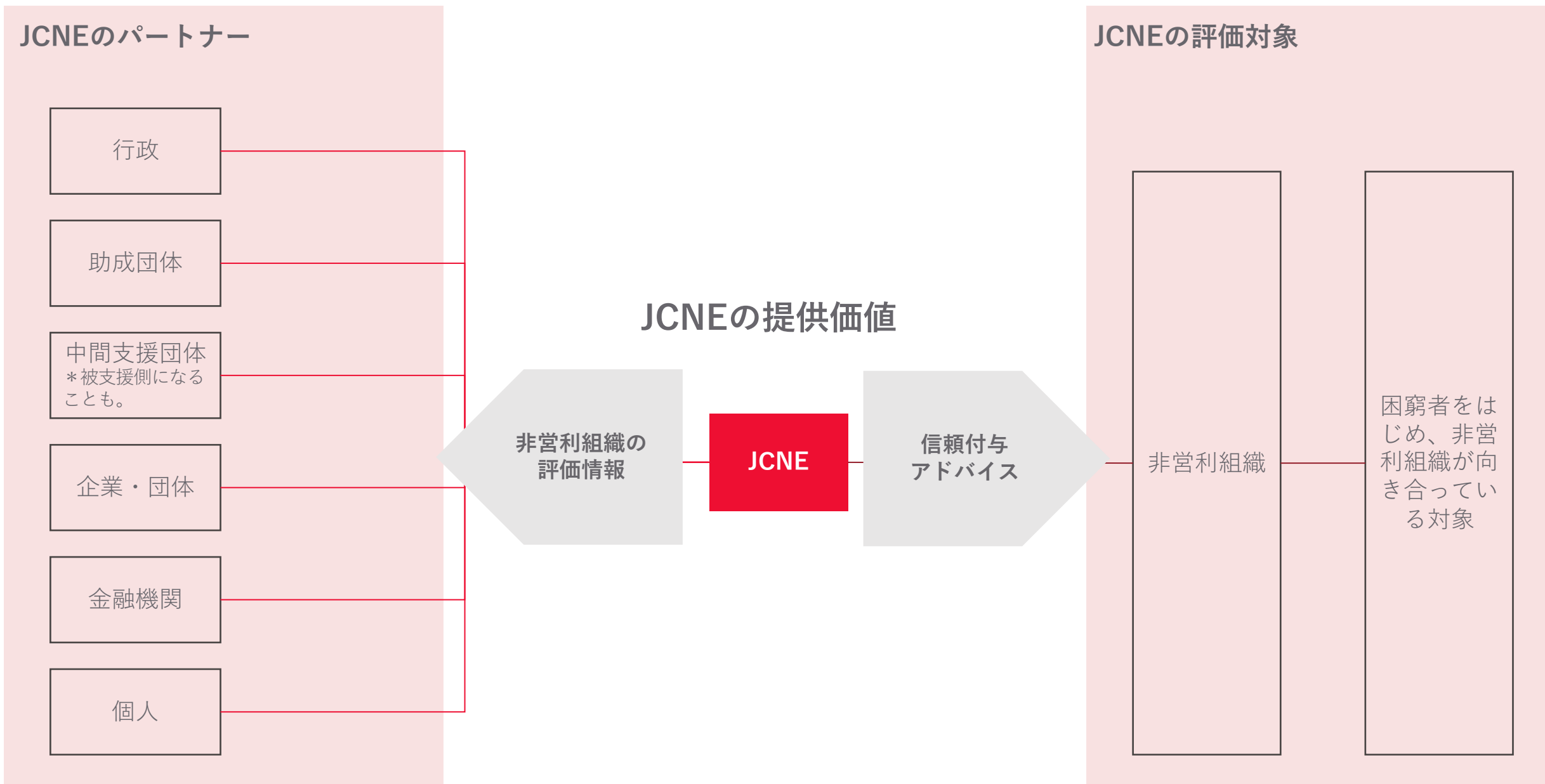
### 目的

社会に対して客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる。

### 事業内容と特徴

- グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種を運用。
- 全国レベル・全分野共通の非営利組織評価機関としては国内初。
- 世界17ヶ国のNGO・NPO認証組織が加盟する国際組織ICFO加盟。





### ベーシックガバナンスチェック

- 自己評価と書類評価。
- 法令・定款に基づいたガバナンスが適切に行われているか。
- 一部、法令や定款以上を求める。  
例：理事会2回以上、ネットでの情報公開、会計のWチェック等

### グッドガバナンス認証

- 書面評価と訪問評価。
- 組織運営から事業プロセスまで組織の全体を評価。
- 寄付者等の支援者視点でNPOの信頼性を確認。

#### 対象法人

- 特定非営利活動法人（認定を含む）
- 一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）
- 公益社団・財団法人、社会福祉法人

#### 費用

普及期間のため無料で提供

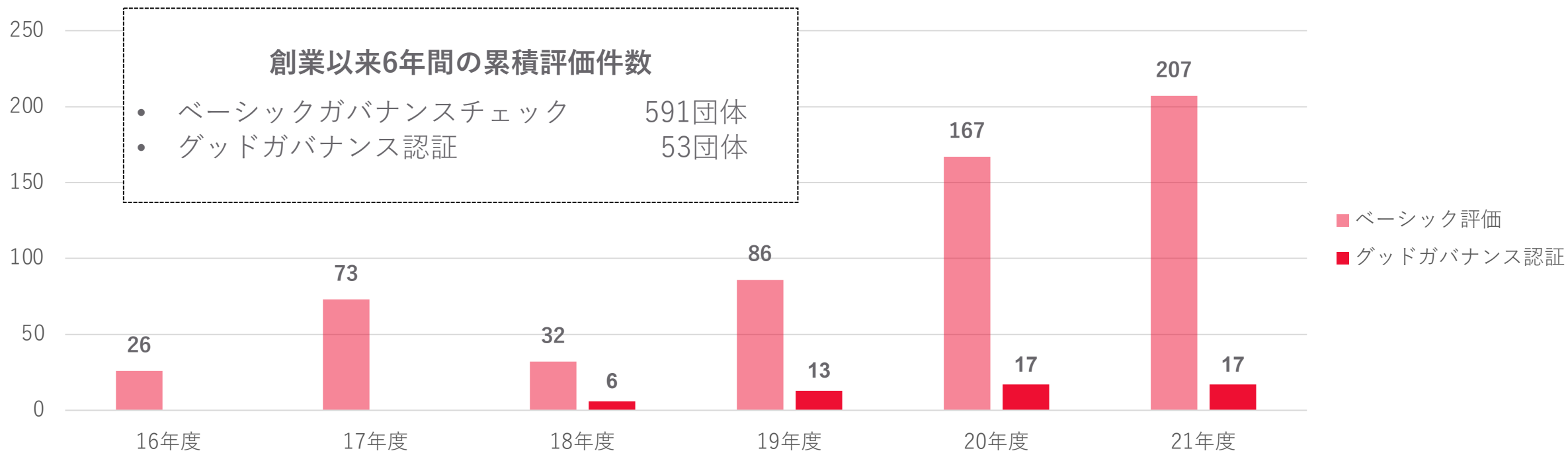
#### 評価有効期間

3年間（更新制）



## 5

## 評価実績



	合計	NPO法人	一般社団 ・財団法人	公益社団 ・財団法人	社会福祉法人	任意団体
ベーシックガバナンスチェック	591	372	181	23	5	10
グッドガバナンス認証	53	46	1	1	5	0

※NPO法人は、認定・特例認定を含む



**12機関28プログラムが助成審査時に「JCNEによる組織評価」を参考または加点対象に。**

三菱財団・地球環境基金・麒麟福祉財団・SOMPO福祉財団・トヨタ財団・日本財団・日本民間公益活動連携機構（JANPIA）・日本郵便・ベネッセこども基金・ふるさと島根定住財団・ヤマト福祉財団・かめのり財団

**9団体が「JCNEによる組織評価」の受診を助成条件あるいは推薦している。**

ベネッセこども基金・日本財団・モバイル・コミュニケーション・ファンド・日興アセットマネジメント株式会社（ゲノムファンド活用プログラム 2020）・中国5県コンソーシアム（休眠預金）・宮崎文化本舗（休眠預金）・SINKa（休眠預金）・Japanese Women's Leadership Initiative・日本更生保護協会（休眠預金）



組織評価は、組織運営の改善を行い、基盤強化を図るもの。  
あわせて、信頼性をアピールできるツール。

- ① 組織評価は、不足や不備を発見するための「健康診断」（ランクや成績を付けるためのものではない）
- ② 自己評価での気づきと評価結果のフィードバックから、組織運営の改善とガバナンス意識の向上
- ③ 第三者評価を受けていることによる信用・信頼の獲得

### 課題

- NPO等のガバナンスについて、団体自身が自己点検をしたり、学ぶ機会が少ない。
- 理事や監事の役割は重要といわれているが、彼らが学ぶ機会やサポート体制がない。
- 法令や定款で定められている形式上のガバナンス以外の組織運営の在り方や指針についての情報が不足している。
- 理事会と社員総会・評議員会の役割・理解が進まない。
- 監事監査は会計監査が中心となっており、業務監査に対する意識が低い。



参考：世界の組織評価認証機関







<https://www.icfo.org/>

ヨーロッパ、北・中・南米、アジアなどの20か国の機関で構成される。

2017年、JCNEは日本の組織評価認証機関として正式加盟。

毎年、全ての国の機関が集まり、総会で評価認証に関する研修会を実施。

寄付額増加への効果や各国の評価基準についての意見交換を実施している。



諸外国では「チャリティ団体の評価認証」が実施され、情報公開が評価機関と政府の協力の元に行われている。



参考：ベーシックガバナンスチェック



- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
  - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
  - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）
  
- 評価基準：23項目（雇用がない場合20項目）
  - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
  - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
  - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
  - ④ 書面で第三者が確認できる内容
  - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



評価の5分野：社会へ自己アピールしづらいものを対象



資金管理/文書保存/雇用



### ガバナンス

- 1 法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。
- 2 定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。
- 3 社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。
- 4 役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。
- 5 1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。
  - ①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告
  - ②役員報酬に関する規程
- 6 監事は監査を行っている。
- 7 直近の登記事項を登記している。

### 情報公開

- 8 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。



### 情報公開

- 9 組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。
- 10 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

### 組織の目的と事業の実施

- 11 組織の目的と事業を文書化している。
- 12 非営利型法人である。
- 13 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 14 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。
- 15 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

### コンプライアンス

- 16 税金を滞納していない。
- 17 個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。



### 事務局運営

- 18 会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。
- 19 現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。
- 20 法定保存文書の保存をしている。
- 21 雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※
- 22 職員の就業状況を把握し、管理している。※
- 23 労働保険に加入している。※

※雇用がある場合

- 第三者評価基準（1～8）については、団体より提出された書類に基づき、非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（9～23）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。





## 参考：グッドガバナンス認証



グッドガバナンス認証



# アドバンス評価項目の構成

領域	項目（評価基準数）	設問
I. 学びと創造	項目1 受益者本位の視点によるニーズの把握と改善	2
	項目2 課題の共有と改善・創意工夫、及び人材の育成	3
	項目3 社会への情報発信と啓発活動	2
II. 市民参加と連携・協働	項目4 市民参加	1
	項目5 連携・協働	3
	項目6 寄付	2
III. 社会的責任と信頼	項目7 人権尊重と環境への配慮	2
	項目8 コンプライアンス	2
IV. 自立と自律	項目9 事業運営	3
	項目10 リスクの管理	1
	項目11 ガバナンス	4
	項目12 財務と会計	2
4領域	12項目	27



## 1. 学びと創造

### 項目1 受益者本位の視点によるニーズの把握と改善

- 1 解決しようとする社会的課題と組織課題に関して、第三者や受益者、市民から意見を聴くための仕組みや機会を設け、参考にしている。
- 2 外部からの要望や提案、苦情について、日常業務や活動の中で適切に対応するとともに、それらを参考にしながら事業や組織運営の改善に取り組んでいる。

### 項目2 課題の共有と改善・創意工夫、および人材の育成

- 3 業務執行の意思決定について、内部の関係者で事前に情報共有、議論がなされた上で決裁手続きを行い、決定内容を関係する役職員に情報共有している。
- 4 主たる事業について、達成に必要な情報や課題が関係者で共有され、事業達成に向けた課題の改善や創意工夫に取り組んでいる。
- 5 情報共有や振り返り、改善の一連のプロセスに基づくOJT等で人材育成を行うとともに、外部セミナー等により研修の機会を職員に提供している。

### 項目3 社会への情報発信と啓発活動

- 6 社会的課題や活動に対する理解と共感が得られるよう、広く社会に向けて、働きかけや情報発信をしている。
- 7 社会課題の解決のために、必要に応じ、国や企業、市民等に対し提案や情報提供を行っている。



## II. 市民参加と連携・協働

### 項目4 市民参加

8 寄付や会員制度、ボランティア、イベント参加等を通じて、多くの市民が活動に参加できる機会を提供している。

### 項目5 連携・協働

9 地域の様々な主体、または、同じ社会的課題に取り組んでいる団体と連携・協働を行っている。

10 必要に応じ、企業や助成財団から支援を得るとともに相互の関係を築いている。

11 必要に応じ、行政と積極的に情報交換し、連携・協働を行っている。

### 項目6 寄付

12 個人、および法人からの寄付金の募集について、適切な情報を提供するとともに用途を明示している。

13 寄付者に対して、活動内容や成果、収支状況を含んだ寄付金に関する活動報告を、適切な時期と方法で行い、ウェブでも概要を公開している。

## III. 社会的責任と信頼

### 項目7 人権尊重と環境への配慮

14 組織としての行動規範を明確にし、役職員は事業や組織運営において社会規範に即した倫理的な行動をしている。

15 組織は環境に類する法令などの遵守とともに環境への負荷と環境への取組状況を把握し、事業や組織運営の中で反映させている。

### 項目8 コンプライアンス

16 理事と利益相反取引等を行おうとする時は、事前に議論を行い、適切に事務手続きを行う。

17 職員の労働条件・職場環境が適正に整備され、法令および所定の規定において適切に賃金を支給している。



## IV. 自立と自律

### 項目9 事業運営

- 18 役員（理事・監事）は、特定の団体、血縁関係に偏らない人々から構成されており、組織の中立性、公平性を維持している。
- 19 組織ミッション・ビジョンに基づく、複数年度の中期計画あるいは、事業目標をもつとともに振り返りや評価を行っている。
- 20 社会状況に柔軟に対応するため事業計画で記載されていない事業については、組織の中で適切に実施されている。

### 項目10 リスクの管理

- 21 事業と組織運営における様々なリスクを把握し、対応する仕組みや体制を整備している。

### 項目11 ガバナンス

- 22 理事会は、組織の方向付け、自立の確保を含め、健全な意思決定を行っている。
- 23 理事は、執行責任や善管注意義務（善良な管理者の注意義務）を認識して、団体の事業や会計の状況を把握している。
- 24 監事は、監査責任や善管注意義務を果たすために、理事会に出席し理事の職務執行や財産の状況を監視している。
- 25 組織運営に必要な規程や規則等を理事会（または社員総会）の承認を得て策定している。

### 項目12 財務と会計

- 26 適正な会計処理を行うために、NPO法人会計基準に沿って、「財務諸表の注記」を含む財務諸表等を適切に作成している。
- 27 組織経営の安定的継続を図ることを目的として、健全な資金調達や財務管理を行っている。

